

令和3年 No.15

○国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

文書処理の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規則第18号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：文書処理の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																
<p>〔省略〕</p> <p>(文書の名義者) 第3条 文書の名義者は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">名 義 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>1 法令等により、<u>理事又は副学長</u>が行うべき事項に係る文書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>主管理事又は 主管副学長</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>理事又は副学長</u>相当以上の職をあて名とする発信文書</td> </tr> <tr> <td>3 <u>理事又は副学長</u>をあて名とする文書への返信文書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>1 法令等により、主管課長が行うべき事項に係る文書</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">主 管 課 長</td> </tr> <tr> <td>2 主管課長相当の職をあて名とする発信文書</td> </tr> <tr> <td>3 主管課長をあて名とする文書への返信文書</td> </tr> <tr> <td>4 主管課の所掌事務に係る決定事項の学内通知文書</td> </tr> <tr> <td>5 学長、事務局長及び主管部長の行うべき行為・決定等の施行に伴う事務連絡文書のうち、<u>定型的又は軽易なもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p>	事 項	名 義 者	〔省略〕		1 法令等により、 <u>理事又は副学長</u> が行うべき事項に係る文書	<u>主管理事又は 主管副学長</u>	2 <u>理事又は副学長</u> 相当以上の職をあて名とする発信文書	3 <u>理事又は副学長</u> をあて名とする文書への返信文書	〔省略〕		1 法令等により、主管課長が行うべき事項に係る文書	主 管 課 長	2 主管課長相当の職をあて名とする発信文書	3 主管課長をあて名とする文書への返信文書	4 主管課の所掌事務に係る決定事項の学内通知文書	5 学長、事務局長及び主管部長の行うべき行為・決定等の施行に伴う事務連絡文書のうち、 <u>定型的又は軽易なもの</u>	<p>〔省略〕</p> <p>(文書の名義者) 第3条 文書の名義者は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(専決) 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁は、同表専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">名 義 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>1 法令等により、<u>理事</u>が行うべき事項に係る文書</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>理 事</u></td> </tr> <tr> <td>2 <u>理事</u>相当以上の職をあて名とする発信文書</td> </tr> <tr> <td>3 <u>理事</u>をあて名とする文書への返信文書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔省略〕</td> </tr> <tr> <td>1 法令等により、主管課長が行うべき事項に係る文書</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">主 管 課 長</td> </tr> <tr> <td>2 主管課長相当の職をあて名とする発信文書</td> </tr> <tr> <td>3 主管課長をあて名とする文書への返信文書</td> </tr> <tr> <td>4 主管課の所掌事務に係る決定事項の学内通知文書</td> </tr> <tr> <td>5 学長、事務局長及び主管部長の行うべき行為・決定等の施行に伴う事務連絡文書のうち、<u>軽易なもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p>	事 項	名 義 者	〔省略〕		1 法令等により、 <u>理事</u> が行うべき事項に係る文書	<u>理 事</u>	2 <u>理事</u> 相当以上の職をあて名とする発信文書	3 <u>理事</u> をあて名とする文書への返信文書	〔省略〕		1 法令等により、主管課長が行うべき事項に係る文書	主 管 課 長	2 主管課長相当の職をあて名とする発信文書	3 主管課長をあて名とする文書への返信文書	4 主管課の所掌事務に係る決定事項の学内通知文書	5 学長、事務局長及び主管部長の行うべき行為・決定等の施行に伴う事務連絡文書のうち、 <u>軽易なもの</u>
事 項	名 義 者																																
〔省略〕																																	
1 法令等により、 <u>理事又は副学長</u> が行うべき事項に係る文書	<u>主管理事又は 主管副学長</u>																																
2 <u>理事又は副学長</u> 相当以上の職をあて名とする発信文書																																	
3 <u>理事又は副学長</u> をあて名とする文書への返信文書																																	
〔省略〕																																	
1 法令等により、主管課長が行うべき事項に係る文書	主 管 課 長																																
2 主管課長相当の職をあて名とする発信文書																																	
3 主管課長をあて名とする文書への返信文書																																	
4 主管課の所掌事務に係る決定事項の学内通知文書																																	
5 学長、事務局長及び主管部長の行うべき行為・決定等の施行に伴う事務連絡文書のうち、 <u>定型的又は軽易なもの</u>																																	
事 項	名 義 者																																
〔省略〕																																	
1 法令等により、 <u>理事</u> が行うべき事項に係る文書	<u>理 事</u>																																
2 <u>理事</u> 相当以上の職をあて名とする発信文書																																	
3 <u>理事</u> をあて名とする文書への返信文書																																	
〔省略〕																																	
1 法令等により、主管課長が行うべき事項に係る文書	主 管 課 長																																
2 主管課長相当の職をあて名とする発信文書																																	
3 主管課長をあて名とする文書への返信文書																																	
4 主管課の所掌事務に係る決定事項の学内通知文書																																	
5 学長、事務局長及び主管部長の行うべき行為・決定等の施行に伴う事務連絡文書のうち、 <u>軽易なもの</u>																																	

(共通)			(共通)		
事 項	名義者	専決者	事 項	名義者	専決者
(1) 法令等に基づき学長名とする主管官公庁への協議, 申請, 調査報告等のうち, 定型的又は軽易な文書	学 長	<u>主管理事, 主管副学長, 部局の長又は事務局長</u>	(1) 法令等に基づき学長名とする主管官公庁への協議, 申請, 調査報告等のうち, 定型的又は軽易な文書	学 長	<u>理事又は事務局長</u>
(2) 法令等に基づき学長名とする主管官公庁への協議, 申請, 調査報告等のうち, 特に軽易な文書	学 長	主 管 部 長	(2) 法令等に基づき学長名とする主管官公庁への協議, 申請, 調査報告等のうち, 特に軽易な文書	学 長	主 管 部 長
(3) 学長名とする諸証明のうち, 軽易な文書	学 長	主 管 課 長	(3) 学長名とする諸証明のうち, 軽易な文書	学 長	主 管 課 長
(4) 学長名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 定型的又は軽易な文書	学 長	<u>主 管 部 長</u>	(4) 学長名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 定型的又は軽易な文書	学 長	<u>事 務 局 長</u>
(5) 学長名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 特に軽易な文書	学 長	<u>主 管 課 長</u>	(5) 学長名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 特に軽易な文書	学 長	<u>主 管 部 長</u>
<u>(6) 理事又は副学長名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 定型的又は軽易な文書</u>	<u>主管理事又は主管副学長</u>	<u>主 管 部 長</u>			
<u>(7) 理事又は副学長名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 特に軽易な文書</u>	<u>主管理事又は主管副学長</u>	<u>主 管 課 長</u>			
<u>(8) 事務局長又は附属図書館長の名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 定型的又は軽易な文書</u>	事務局長又は附属図書館長	主 管 部 長	<u>(6) 事務局長又は附属図書館長の名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 定型的又は軽易な文書</u>	事務局長又は附属図書館長	主 管 部 長
<u>(9) 事務局長, 附属図書館長, 附属学校長又は主管部長の名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 特に軽易な文書</u>	事務局長 附属図書館長 附属学校長又は主管部長	主管課長又は附属学校副校長	<u>(7) 事務局長, 附属図書館長, 附属学校長又は主管部長の名とする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 特に軽易な文書</u>	事務局長 附属図書館長 附属学校長又は主管部長	主管課長又は附属学校副校長

<p>(10) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長，附属学校運営部長，附属学校長又は主管部長の名でする学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書</p>	<p>学 長 事務局長 附属図書館長 各学系長 附属学校運営部長 附属学校長又は主管部長</p>	<p>主管課長又は附属学校副校長</p>	<p>(8) 学長，事務局長，附属図書館長，各学系長，附属学校運営部長，附属学校長又は主管部長の名でする学内への通知，照会，回答等のうち，定型的又は軽易な文書</p>	<p>学 長 事務局長 附属図書館長 各学系長 附属学校運営部長 附属学校長又は主管部長</p>	<p>主管課長又は附属学校副校長</p>
<p>(11) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属学校長</p>	<p>(9) 職員の休暇の承認及び職務に専念することの免除に関する文書</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属学校長</p>
<p>教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)</p>	<p>学 長</p>	<p>直 属 の 上 司</p>	<p>教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)</p>	<p>学 長</p>	<p>直 属 の 上 司</p>
<p>課長以上の事務職員（事務局長，学長室長及び監査室長を除く。）</p>	<p>学 長</p>	<p>附属学校長又は主管課長</p>	<p>課長以上の事務職員（事務局長，学長室長及び監査室長を除く。）</p>	<p>学 長</p>	<p>附属学校長又は主管課長</p>
<p>上記以外の職員</p>	<p>学 長</p>	<p>主管課長</p>	<p>上記以外の職員</p>	<p>学 長</p>	<p>主管課長</p>
<p>(12) 超過勤務命令，休日勤務命令，特殊勤務命令，旅行命令，出張報告及び公務外出勤務命令に関する文書</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属学校長</p>	<p>(10) 超過勤務命令，休日勤務命令，特殊勤務命令，旅行命令，出張報告及び公務外出勤務命令に関する文書</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属学校長</p>
<p>教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)</p>	<p>学 長</p>	<p>直 属 の 上 司</p>	<p>教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。)</p>	<p>学 長</p>	<p>直 属 の 上 司</p>
<p>課長以上の事務職員（事務局長，学長室長及び監査室長を除く。）</p>	<p>学 長</p>	<p>附属学校長又は主管課長</p>	<p>課長以上の事務職員（事務局長，学長室長及び監査室長を除く。）</p>	<p>学 長</p>	<p>附属学校長又は主管課長</p>
<p>上記以外の職員</p>	<p>学 長</p>	<p>主管課長</p>	<p>上記以外の職員</p>	<p>学 長</p>	<p>主管課長</p>
<p>(13) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書（部局の長，附属学校運営部長，学長室長，監査室長及び附属図書館長に係るものを除く。）</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長，附属学校長又は主管課長</p>	<p>(11) 職員の勤務時間及び勤務日の割振り並びに休日の振替に関する文書（部局の長，附属学校運営部長，学長室長，監査室長及び附属図書館長に係るものを除く。）</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長，附属学校長又は主管課長</p>
<p>(14) 教育職員の研修の承認に関する文</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属</p>	<p>(12) 教育職員の研修の承認に関する文</p>	<p>学 長</p>	<p>部局の長又は附属</p>

書（部局の長及び附属図書館長に係るものを除く。）		学校長
<u>(15)</u> 学内各種委員会の開催通知文書	委員 長	主管課長又は附属 学校副校長
<u>(16)</u> 規程等の制定及び改廃に関する文書（役員会及び教育研究評議会の承認を得たものに限る。）	学 長	<u>総 務 部 長</u>
<u>(17)</u> 学生及び学外者に対する旅行依頼に関する文書	<u>学 長</u>	<u>主 管 課 長</u>

(総務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1) 事務職員の出張依頼に係る照会、 回答文書	学 長	総 務 部 長
(2) 入学式及び卒業式の実施に伴う通知、 依頼等文書	学 長	総 務 部 長
(3) 式典等の案内文書	学 長	総 務 部 長
(4) 公印の作成及び改刻文書	学 長	<u>総 務 部 長</u>
<u>(5) 名義使用の申請に関する文書（役員会 の承認を得たものに限る。）</u>	<u>学 長</u>	<u>総 務 部 長</u>
<u>(6) 電報発信に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>総 務 課 長</u>
<u>(7) 個人情報保護法に関する文書</u>	学 長	総 務 課 長
<u>(8) 調査統計及び報告等に関する文書</u>	学 長	総 務 課 長
<u>(9) 学報、要覧、職員録及び概要等の 編集及び発行文書</u>	学 長	総 務 部 長

書（部局の長及び附属図書館長に係るものを除く。）		学校長
<u>(13)</u> 学内各種委員会の開催通知文書	委員 長	主管課長又は附属 学校副校長
<u>(14)</u> 規程等の制定及び改廃に関する文書（役員会及び教育研究評議会の承認を得たものに限る。）	学 長	<u>事 務 局 長</u>

(総務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1) 事務職員の出張依頼に係る照会、 回答文書	学 長	総 務 部 長
(2) 入学式及び卒業式の実施に伴う通知、 依頼等文書	学 長	総 務 部 長
(3) 式典等の案内文書	学 長	総 務 部 長
(4) 公印の作成及び改刻文書	学 長	<u>事 務 局 長</u>
<u>(5) 個人情報保護法に関する文書</u>	学 長	総 務 課 長
<u>(6) 調査統計及び報告等に関する文書</u>	学 長	総 務 課 長
<u>(7) 学報、要覧、職員録及び概要等の 編集及び発行文書</u>	学 長	総 務 部 長

	(10) 職員の採用等の発令に関する文書 教育職員 (副校長を除く。) 事務職員 (副課長以上を除く。)	学 長	総 務 部 長		(8) <u>公開講座に関する文書</u>	学 長	総 務 部 長
		学 長	事 務 局 長		(9) 職員の採用等の発令に関する文書 教育職員 (副校長を除く。) 事務職員 (副課長以上を除く。)	学 長	総 務 部 長
	(11) 規則等に基づく異動発令に関する文書	学 長	総 務 部 長		(10) 規則等に基づく異動発令に関する文書	学 長	総 務 部 長
	(12) 職員の採用等の協議に関する文書	学 長	人 事 課 長				
	(13) 育児休業等及び介護休業等に関する文書	学 長	総 務 部 長		(11) 育児休業等及び介護休業等に関する文書	学 長	総 務 部 長
	(14) 兼業の承認に関する文書 教育職員 (部局の長及び附属学校運営部長を除く。) 課長以上の事務職員(事務局長、学長室長及び監査室長を除く。) 上記以外の職員	学 長	部局の長又は附属 学校長		(12) 兼業の承認に関する文書(教育研究評議会評議員以外で管理職手当を支給される者を除く。) [大学教員の他大学等における非常勤講師の兼業]	学 長	部 局 の 長
		学 長	事 務 局 長		[上記以外の兼業]	学 長	総 務 部 長
		学 長	総 務 部 長				
	(15) 事務職員の研修に関する文書	事 務 局 長	人 事 課 長		(13) 事務職員の研修に関する文書	事 務 局 長	総 務 部 長
	(16) 人事記録等に関する文書	学 長	人 事 課 長		(14) 人事記録等に関する文書	学 長	人 事 課 長
(17) 非常勤職員(ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く。)の採用等に関する文書	学 長	総 務 部 長	(15) 非常勤職員の採用等に関する文書	学 長	総 務 部 長		
(18) 非常勤職員(ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント	学 長	人 事 課 長					

<p>), <u>非常勤講師, 特任教員及び特命教授等の採用等に関する文書</u></p>							
<p>(19) <u>俸給の決定に関する文書</u> (ただし, 休職, 降格及び懲戒に係るものを除く。)</p>	学	長		<p>(16) <u>俸給の決定に関する文書</u> (ただし, 休職, 降格及び懲戒に係るものを除く。)</p>	学	長	
<p>[初任給]</p>				<p>[初任給]</p>			
<p>附属学校教員 (副校長を除く。)</p>	学	長	総 務 部 長	<p>附属学校教員 (副校長を除く。)</p>	学	長	総 務 部 長
<p>事務職員 (副課長以上を除く。)</p>	学	長	事 務 局 長	<p>事務職員 (副課長以上を除く。)</p>	学	長	事 務 局 長
<p>[上記以外の俸給の決定 (昇格及び特別昇給を除く。)]</p>	学	長	総 務 部 長	<p>[上記以外の俸給の決定 (昇格及び特別昇給を除く。)]</p>	学	長	総 務 部 長
<p>(20) <u>扶養手当, 住居手当, 通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関する文書</u></p>	学	長	人 事 課 長	<p>(17) <u>扶養手当, 住居手当, 通勤手当及び単身赴任手当の認定等に関する文書</u></p>	学	長	人 事 課 長
<p>(21) <u>職員の退職手当の決定に関する文書</u></p>	学	長	総 務 部 長	<p>(18) <u>職員の退職手当の決定に関する文書</u></p>	学	長	総 務 部 長
<p>(22) <u>職員の安全管理に関する文書</u></p>	学	長	<u>人 事 課 長</u>	<p>(19) <u>職員の安全管理に関する文書</u></p>	学	長	<u>総 務 部 長</u>
<p>(23) <u>職員の健康管理等に関する文書</u></p>	学	長	<u>人 事 課 長</u>	<p>(20) <u>職員の健康管理等に関する文書</u></p>	学	長	<u>総 務 部 長</u>
<p>(24) <u>職員の社会保険及び雇用保険に関する文書</u></p>	学	長	<u>人 事 課 長</u>	<p>(21) <u>職員の社会保険及び雇用保険の申請等に関する文書</u></p>	学	長	<u>総 務 部 長</u>
<p>(25) <u>労働災害の届出・報告等に関する文書</u></p>	学	長	<u>人 事 課 長</u>	<p>(22) <u>労働災害の届出・報告等に関する文書</u></p>	学	長	<u>総 務 部 長</u>
<p>(26) <u>職員の福利厚生企画・立案に関する文書</u></p>	学	長	総 務 部 長	<p>(23) <u>職員の福利厚生企画・立案に関する文書</u></p>	学	長	総 務 部 長
<p>(27) <u>恩給及び共済組合の長期給付の決定請求に関する文書</u></p>	学	長	人 事 課 長	<p>(24) <u>恩給及び共済組合の長期給付の決定請求に関する文書</u></p>	学	長	人 事 課 長
				<p>(25) <u>職員の社会保険及び雇用保険の資</u></p>	学	長	<u>人 事 課 長</u>

					<u>格取得・喪失等の届出に関する文書</u>		
<u>(28)</u> 公務災害の補償等に関する文書	学 長	総 務 部 長		<u>(26)</u> 公務災害の補償等に関する文書	学 長	総 務 部 長	
<u>(29)</u> 職員のレクリエーションに関する文書	学 長	人 事 課 長		<u>(27)</u> 職員の健康診断の実施に関する文書	<u>学 長</u>	<u>人 事 課 長</u>	
<u>(30)</u> 保育所に関する文書のうち軽易な文書	総務を所掌する理事	総 務 部 長		<u>(28)</u> 職員のレクリエーションに関する文書	学 長	人 事 課 長	
<u>(31)</u> 共済組合の各経理に関する文書	支 部 長	総 務 部 長		<u>(29)</u> 保育所に関する文書のうち軽易な文書	総務を所掌する理事	総 務 部 長	
<u>(32)</u> 共済組合に関する諸報告及び通知に関する文書（ただし、長期給付の決定請求に関することを除く。）	支 部 長	総 務 部 長		<u>(30)</u> 共済組合の各経理に関する文書	支 部 長	総 務 部 長	
<u>(33)</u> 調査及び報告等のうち特に軽易な文書	学 長	副 校 長		<u>(31)</u> 共済組合に関する諸報告及び通知に関する文書（ただし、長期給付の決定請求に関することを除く。）	支 部 長	総 務 部 長	
<u>(34)</u> 学長名である教育研究活動に伴う学外への諸届・諸申請のうち軽易な文書	学 長	部 局 の 長		<u>(32)</u> 調査及び報告等のうち特に軽易な文書	学 長	副 校 長	
<u>(35)</u> 教育職員の出張、講師派遣依頼に対する回答文書	学 長	部 局 の 長		<u>(33)</u> 学長名である教育研究活動に伴う学外への諸届・諸申請のうち軽易な文書	学 長	部 局 の 長	
<u>(36)</u> 特別支援教育就学奨励費に関する文書	学 長	総 務 部 長		<u>(34)</u> 教育職員の出張、講師派遣依頼に対する回答文書	学 長	部 局 の 長	
<u>(37)</u> 資料の閲覧・複写・貸出に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長		<u>(35)</u> 特別支援教育就学奨励費に関する文書	学 長	総 務 部 長	
<u>(38)</u> 閲覧依頼状の発行に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長		<u>(36)</u> 資料の閲覧・複写・貸出に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長	
				<u>(37)</u> 閲覧依頼状の発行に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長	

<u>(39)</u> 図書の相互貸借に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長
<u>(40)</u> 「図書館施設」の使用許可に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長
<u>(41)</u> 図書の無償貸付に関する文書	附属図書館長	総 務 部 長

(財務・研究推進部関係)

事 項	名義者	専決者
(1) 会計経理に関する訴訟等に関する文書（重要なものを除く。）	学 長	事 務 局 長
(2) 会計事務取扱いに係る規則等の制定及び改廃に関する文書	学 長	事 務 局 長
(3) 契約担当役等の監督及び検査事務の委任に関する文書	学 長	事 務 局 長
(4) 出納職員の交替検査の検査員の任免及び当該検査報告に関する文書	学 長	財務・研究推進部長
(5) 検定及び弁償に関する文書	学 長	事 務 局 長
<u>(6) 不動産（国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則第14条、第15条、第16条により学長の承認又は報告を要する場合を除く）の分類換、管理換、不用決定及び処分承認に関する文書</u>	<u>事 務 局 長</u>	<u>財務・研究推進部長</u>
<u>(7) 物品（図書を除く。）の分類換、管理換、物品の不用決定及び処分承認に関する文書（1件の取得原価が50万円以上のもの。）</u>	事 務 局 長	財務・研究推進部長
<u>(8) 物品（図書を除く。）の分類換、</u>	<u>事 務 局 長</u>	<u>経 理 課 長</u>

<u>(38)</u> 図書の相互貸借に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長
<u>(39)</u> 「図書館施設」の使用許可に関する文書	附属図書館長	学 術 情 報 課 長
<u>(40)</u> 図書の無償貸付に関する文書	附属図書館長	総 務 部 長

(財務・研究推進部関係)

事 項	名義者	専決者
(1) 会計経理に関する訴訟等に関する文書（重要なものを除く。）	学 長	事 務 局 長
(2) 会計事務取扱いに係る規則等の制定及び改廃に関する文書	学 長	事 務 局 長
(3) 契約担当役等の監督及び検査事務の委任に関する文書	学 長	事 務 局 長
(4) 出納職員の交替検査の検査員の任免及び当該検査報告に関する文書	学 長	財務・研究推進部長
(5) 検定及び弁償に関する文書	学 長	事 務 局 長
<u>(6) 物品（図書を除く。）の分類換、管理換、物品の不用決定及び処分承認に関する文書（1件の取得原価が50万円以上のものを除く。）</u>	事 務 局 長	財務・研究推進部長

<u>管理換、物品の不用決定及び処分 の承認に関する文書（1件の取得原価 が50万円未満のもの。）</u>						
<u>(9) 物品（図書を除く。）の寄附受入 れに関する文書（1件の取得原価が 50万円以上のもの。）</u>	事務局 長	財務・研究推進部 長		<u>(7) 物品（図書を除く。）の寄附受入 れに関する文書（1件の取得原価が 50万円以上のものを除く。）</u>	事務局 長	財務・研究推進部 長
<u>(10) 物品（図書を除く。）の寄附受入 れに関する文書（1件の取得原価が 50万円未満のもの。）</u>	事務局 長	経 理 課 長				
<u>(11) 物品（図書を除く。）の無償貸付 及び譲渡に関する文書</u>	学 長	経 理 課 長		<u>(8) 物品（図書を除く。）の無償貸付 及び譲渡に関する文書</u>	学 長	財務・研究推進部 長
<u>(12) 科学研究費補助金の経理に関する 文書</u>	学 長	経 理 課 長		<u>(9) 科学研究費補助金の経理に関する 文書</u>	学 長	財務・研究推進部 長
<u>(13) 契約締結伺（購買、売り払い等） に関する軽易な文書</u>	事務局 長	経 理 課 長		<u>(10) 契約締結伺に関する軽易な文書</u>	事務局 長	財務・研究推進部 長
<u>(14) 契約締結伺（受託、共同研究等受 入れ）に関する軽易な文書</u>	事務局 長	財務・研究推進部 長				
<u>(15) 契約締結伺（受託、共同研究等受 入れ）に関する特に軽易な文書</u>	事務局 長	財 務 課 長				
<u>(16) 諸謝金（謝金支給基準第4項を除 く）に係る伺文書</u>	事務局 長	経 理 課 長		<u>(11) 諸謝金に係る伺文書</u>	事務局 長	財務・研究推進部 長
<u>(17) (独) 日本スポーツ振興センター の経理に関する文書</u>	学 長	経 理 課 長		<u>(12) (独) 日本スポーツ振興センター の経理に関する文書</u>	学 長	財務・研究推進部 長
<u>(18) 試験研究用アルコールの購入許可 申請及びその使用済報告に関する文 書</u>	学 長	経 理 課 長		<u>(13) 試験研究用アルコールの購入許可 申請及びその使用済報告に関する文 書</u>	学 長	財務・研究推進部 長

<u>(19)</u> 電話の加入申込, 移転及び名義変更に関する文書	学	長	財務・研究推進部長	<u>(14)</u> 電話の加入申込, 移転及び名義変更に関する文書	学	長	財務・研究推進部長
<u>(20)</u> 法人の損害保険に関する文書	学	長	事務局 長				
<u>(21)</u> 不動産の取得, 用途廃止等の協議又は通知のうち軽易な文書	学	長	財務課 長	<u>(15)</u> 不動産の取得, 用途廃止等の協議又は通知のうち軽易な文書	学	長	財務課 長
<u>(22)</u> 不動産の貸付及び使用許可に関する文書	学	長	財務課 長	<u>(16)</u> 不動産の貸付及び使用許可に関する文書	学	長	財務課 長
<u>(23)</u> 境界確定協議に関する文書	学	長	財務課 長	<u>(17)</u> 境界確定協議に関する文書	学	長	財務課 長
<u>(24)</u> 登記簿謄本等の交付及び閲覧の申請に関する文書	学	長	財務課 長	<u>(18)</u> 登記簿謄本等の交付及び閲覧の申請に関する文書	学	長	財務課 長
<u>(25)</u> 仮設物の設置及び取りこわしの承認に関する文書	学	長	財務課 長	<u>(19)</u> 仮設物の設置及び取りこわしの承認に関する文書	学	長	財務課 長
<u>(26)</u> 職員宿舍の貸与及び明渡猶予の承認に関する文書	学	長	財務課 長	<u>(20)</u> 職員宿舍の貸与及び明渡猶予の承認に関する文書	学	長	財務課 長
<u>(27)</u> 職員宿舍の使用料の決定並びに模様替及び自動車保管場所等の承認に関する文書	学	長	財務課 長	<u>(21)</u> 職員宿舍の使用料の決定並びに模様替及び自動車保管場所等の承認に関する文書	学	長	財務課 長
<u>(28)</u> 不動産及び職員宿舍の調査報告に関する文書	学	長	財務課 長	<u>(22)</u> 不動産及び職員宿舍の調査報告に関する文書	学	長	財務課 長
<u>(29)</u> 防火管理に関する文書	学	長	事務局 長	<u>(23)</u> 防火管理に関する文書	学	長	事務局 長
<u>(30)</u> 施設整備費補助金の概算要求に関する文書	学	長	事務局 長	<u>(24)</u> 施設整備費補助金の概算要求に関する文書	学	長	事務局 長
<u>(31)</u> 施設整備事業の事業計画に関する文書	学	長	財務・研究推進部長	<u>(25)</u> 施設整備事業の事業計画に関する文書	学	長	財務・研究推進部長

<u>(32)施設整備費補助金の交付申請に関する文書</u>	学	長	事務局 長	<u>(26)施設整備費補助金の交付申請に関する文書</u>	学	長	事務局 長
<u>(33)工事費構成調査に関する文書</u>	学	長	財務・研究推進部長	<u>(27)工事費構成調査に関する文書</u>	学	長	財務・研究推進部長
<u>(34)一般競争参加者（工事関係）の資格審査及び名簿登録に関する文書</u>	学	長	財務・研究推進部長	<u>(28)一般競争参加者（工事関係）の資格審査及び名簿登録に関する文書</u>	学	長	財務・研究推進部長
<u>(35)建築工事，消防，高圧ガス取締及び公害防止関係法令に基づく提出書類文書</u>	学	長	施設課 長	<u>(29)建築工事，消防，高圧ガス取締及び公害防止関係法令に基づく提出書類文書</u>	学	長	施設課 長
<u>(36)排水放流許可願関係書類文書</u>	学	長	施設課 長	<u>(30)排水放流許可願関係書類文書</u>	学	長	施設課 長
<u>(37)水道，ガス，電気，ボイラー，エレベーター及び構内交換等設備工事に係る提出書類文書</u>	学	長	施設課 長	<u>(31)水道，ガス，電気，ボイラー，エレベーター及び構内交換等設備工事に係る提出書類文書</u>	学	長	施設課 長
<u>(38)電気工作物保安規則に関する文書</u>	学	長	施設課 長	<u>(32)電気工作物保安規則に関する文書</u>	学	長	施設課 長
<u>(39)科学研究費に関する文書</u>	学	長	研究・連携推進課長	<u>(33)科学研究費に関する文書</u>	学	長	財務・研究推進部長
<u>(40)遺伝子組換え実験に関する文書</u>	学	長	財務・研究推進部長	<u>(34)科学研究費補助金の承認書に関する文書</u>	学	長	部 局 の 長
<u>(41)学術奨励事業に関する照会，回答文書</u>	学	長	財務・研究推進部長	<u>(35)遺伝子組換え実験に関する文書</u>	学	長	財務・研究推進部長
<u>(42)研究員の決定通知及び経費通知文書</u>	学	長	財務・研究推進部長	<u>(36)学術奨励事業に関する照会，回答文書</u>	学	長	財務・研究推進部長
<u>(43)研究助成，受託研究及び受託事業</u>	学	長	財務・研究推進部	<u>(37)研究員の決定通知及び経費通知文書</u>	学	長	財務・研究推進部長

<u>に関する文書</u>		<u>長</u>
<u>(44) 研究倫理に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>研究・連携推進課長</u>
<u>(45) 公開講座に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>研究・連携推進課長</u>
<u>(46) 地域との連携に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>研究・連携推進課長</u>
<u>(47) 東京学芸大学紀要の著作権に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>研究を所掌する副学長</u>

〔省略〕

(学務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1) 入試, 学力検査実施教科, 学生募集要項, 合格者, 入学者, 在学者及び卒業生の報告等に関する文書	学 長	<u>主 管 副 学 長</u>
(2) 教育実習に関する文書	学 長	学 務 課 長
<u>(3) 教員免許状一括申請に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>学 務 課 長</u>
<u>(4) 介護等体験に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>学 務 課 長</u>
<u>(5) 障がい学生支援に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>学 務 課 長</u>
<u>(6) 学生の願い出による身分異動に関する文書</u>	学 長	<u>主 管 副 学 長</u>
<u>(7) 学部の科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 派遣学生及び特別研究学生に関する文書</u>	学 長	<u>学 務 課 長</u>

--	--	--

〔省略〕

(学務部関係)

事 項	名義者	専決者
(1) 入試, 学力検査実施教科, 学生募集要項, 合格者, 入学者, 在学者及び卒業生の報告等に関する文書	学 長	<u>教育を所掌する理事</u>
(2) 教育実習に関する文書	学 長	学 務 課 長
<u>(3) 学生の願い出による身分異動に関する文書</u>	学 長	<u>教育を所掌する理事</u>
<u>(4) 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 派遣学生及び特別研究学生に関する文書</u>	学 長	<u>学 務 部 長</u>

<u>(8) 大学院の科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 派遣学生及び特別研究学生に関する文書</u>	学 長	<u>大 学 院 課 長</u>	<u>(5) 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 派遣学生及び特別研究学生の諸報告に関する文書</u>	学 長	<u>学 務 課 長</u>
<u>(9) 大学院のフィールド研究, 教職専門実習に関する文書</u>	主管副学長	<u>大 学 院 課 長</u>			
<u>(10) 現職教育講習に関する文書</u>	学 長	学 務 部 長	<u>(6) 現職教育講習に関する文書</u>	学 長	学 務 部 長
<u>(11) 指定教員養成機関に関する文書</u>	学 長	学 務 部 長	<u>(7) 指定教員養成機関に関する文書</u>	学 長	学 務 部 長
<u>(12) 外国人研究者に関する文書</u>	学 長	<u>国際を所掌する理事</u>			
<u>(13) 国際交流に関する文書</u>	学 長	<u>国 際 課 長</u>	<u>(8) 国際交流に関する文書</u>	学 長	<u>学 務 部 長</u>
<u>(14) 外国人留学生に関する文書</u>	学 長	<u>国 際 課 長</u>	<u>(9) 留学生に関する文書</u>	学 長	<u>学 務 部 長</u>
<u>(15) 海外派遣学生に関する文書</u>	学 長	<u>国 際 課 長</u>			
<u>(16) 国費派遣及び受入留学生の奨学金及び旅費の請求文書</u>	学 長	<u>国 際 課 長</u>			
<u>(17) 国際研究集会, 外国政府奨学金留学生, 招へい研究員等の募集通知, 決定通知及び経費通知文書</u>	学 長	学 務 部 長	<u>(10) 国際研究集会, 外国政府奨学金留学生, 招へい研究員等の募集通知, 決定通知及び経費通知文書</u>	学 長	学 務 部 長
<u>(18) 厚生補導諸会議に関する文書</u>	学 長	学 務 部 長	<u>(11) 厚生補導諸会議に関する文書</u>	学 長	学 務 部 長
<u>(19) 教育実習用通学定期券の申請文書</u>	学 長	学 生 課 長	<u>(12) 教育実習用通学定期券の申請文書</u>	学 長	学 生 課 長
<u>(20) 在籍の事実等の調査に関する文書</u>	学 長	学 務 課 長	<u>(13) 在籍の事実等の調査に関する文書</u>	学 長	学 務 課 長
<u>(21) 学生生活の手引き等の編集及び発行文書</u>	学 長	学 生 課 長	<u>(14) 学生生活の手引き等の編集及び発行文書</u>	学 長	学 生 課 長

<u>(22)</u> 連合行事大会役員の委嘱等文書	学	長	学 生 課 長	<u>(15)</u> 連合行事大会役員の委嘱等文書	学	長	学 生 課 長
<u>(23)</u> 選手登録、競技会及び講習会等の参加申込文書	学	長	学 生 課 長	<u>(16)</u> 選手登録、競技会及び講習会等の参加申込文書	学	長	学 生 課 長
<u>(24)</u> 山岳団体等指導者研修会に関する文書	学	長	学 生 課 長	<u>(17)</u> 山岳団体等指導者研修会に関する文書	学	長	学 生 課 長
<u>(25)</u> 学生の課外活動（集会、学内・学外諸活動、掲示等）の承認に関する文書	学	長	学 生 課 長	<u>(18)</u> 学生の課外活動（集会、学内・学外諸活動、掲示等）の承認に関する文書	学	長	学 生 課 長
<u>(26)</u> 大学セミナーハウスに関する文書	学	長	学 生 課 長	<u>(19)</u> 大学セミナーハウスに関する文書	学	長	学 生 課 長
<u>(27)</u> 授業料の免除・猶予の許可及び通知文書	学	長	学 生 課 長	<u>(20)</u> 授業料の免除・猶予の許可及び通知文書	学	長	学 生 課 長
<u>(28)</u> 授業料等免除の実施状況報告文書	学	長	<u>学 生 課 長</u>	<u>(21)</u> 授業料等免除の実施状況報告文書	学	長	<u>学 務 部 長</u>
<u>(29)</u> 授業料の免除関係書類の提出依頼文書	学	長	学 生 課 長	<u>(22)</u> 授業料の免除関係書類の提出依頼文書	学	長	学 生 課 長
<u>(30)</u> 入学料の免除の許可及び通知文書	学	長	学 生 課 長	<u>(23)</u> 入学料の免除の許可及び通知文書	学	長	学 生 課 長
<u>(31)</u> 奨学生の推薦文書	学	長	<u>学 生 課 長</u>	<u>(24)</u> 奨学生の推薦文書	学	長	<u>学 務 部 長</u>
<u>(32)</u> 奨学生の誓約書の提出文書	学	長	学 生 課 長	<u>(25)</u> 奨学生の誓約書の提出文書	学	長	学 生 課 長
<u>(33)</u> 奨学生の学業成績報告書の提出文書	学	長	学 生 課 長	<u>(26)</u> 奨学生の学業成績報告書の提出文書	学	長	学 生 課 長
<u>(34)</u> 奨学生予約採用者の進学届の提出文書	学	長	学 生 課 長	<u>(27)</u> 奨学生予約採用者の進学届の提出文書	学	長	学 生 課 長
<u>(35)</u> 奨学生の異動届の提出文書	学	長	学 生 課 長	<u>(28)</u> 奨学生の異動届の提出文書	学	長	学 生 課 長
<u>(36)</u> 奨学生の在学届及び借用証書の提	学	長	学 生 課 長	<u>(29)</u> 奨学生の在学届及び借用証書の提	学	長	学 生 課 長

出文書			
<u>(37) 学生及び卒業生の就職あっせん連絡文書</u>	学 長	キャリア支援課長	
<u>(38) むさしのホール使用許可書の発行文書</u>	学 長	学 生 課 長	
<u>(39) 学生生徒旅客運賃割引証の交付申請文書</u>	学 長	学 生 課 長	
<u>(40) 課外活動共用施設の使用に関する文書</u>	学 長	学 生 課 長	
<u>(41) 高大接続実施に関する文書</u>	<u>学 長</u>	<u>学部教育を所掌する副学長</u>	

(監査室)

事 項	名義者	専決者
(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する <u>定型的又は軽易な文書</u>	学 長	財務を所掌する理事
(2) 内部監査に関する文書	学 長	財務を所掌する理事

(連合学校教育学研究所)

事 項	名義者	専決者
(1) 調査及び報告等のうち特に軽易な文書	<u>研 究 科 長</u>	大 学 院 課 長
(2) 学長名である教育研究活動に伴う学外への諸届・諸申請のうち軽易な文書	学 長	<u>研 究 科 長</u>

出文書			
<u>(30) 学生及び卒業生の就職あっせん連絡文書</u>	学 長	キャリア支援課長	
<u>(31) 国費派遣及び受入留学生の奨学金及び旅費の請求文書</u>	<u>学 長</u>	<u>学 務 部 長</u>	
<u>(32) むさしのホール使用許可書の発行文書</u>	学 長	学 生 課 長	
<u>(33) 学生生徒旅客運賃割引証の交付申請文書</u>	学 長	学 生 課 長	
<u>(34) 課外活動共用施設の使用に関する文書</u>	学 長	学 生 課 長	

(監査室)

事 項	名義者	専決者
(1) 会計検査院及び会計監査人の検査及び監査に関する <u>軽易な文書</u>	学 長	財務を所掌する理事
(2) 内部監査に関する文書	学 長	財務を所掌する理事

(連合学校教育学研究所)

事 項	名義者	専決者
(1) 調査及び報告等のうち特に軽易な文書	<u>部 局 の 長</u>	大 学 院 課 長
(2) 学長名である教育研究活動に伴う学外への諸届・諸申請のうち軽易な文書	学 長	<u>部 局 の 長</u>

<p>書</p> <p><u>(3) 教育職員の出張，講師派遣依頼に対する文書</u></p> <p><u>(4) 学生の願い出による身分異動に関する文書</u></p> <p><u>(5) 『学校教育学研究論集』の編集に関する文書</u></p>	<p>学 長</p> <p>学 長</p> <p><u>編集委員会委員長</u></p>	<p><u>研 究 科 長</u></p> <p><u>研 究 科 長</u></p> <p><u>大 学 院 課 長</u></p>	<p>書</p> <p><u>(3) 科学研究費補助金の承認書に関する文書</u></p> <p><u>(4) 教育職員の出張，講師派遣依頼に対する文書</u></p> <p><u>(5) 学生の願い出による身分異動に関する文書</u></p>	<p><u>学 長</u></p> <p>学 長</p> <p>学 長</p>	<p><u>部 局 の 長</u></p> <p><u>部 局 の 長</u></p> <p><u>部 局 の 長</u></p>
<p>備考 別表第2において部局の長とは，附属図書館長及び事務局長を除く。</p>					
<p><u>附 則</u> <u>この規則は，令和3年4月1日から施行する。</u></p>					